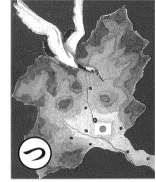




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年10月26日(木) 号外(第3号)

■ 目次

告 示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第284号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3-MMA、3-Methylmethamphetamine)及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン(通称名N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone)及びその塩類
- (3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名ADB-4en-PINACA)及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和5年10月27日